

野辺地町みちのく丸プレミアム付商品券取扱店募集要領

令和元年8月21日

1 事業目的

消費税率の引上げが低所得者及び子育て世帯（3歳半未満）の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、町がプレミアム付商品券（以下「商品券」）の発行を行います。

2 事業概要

- (1) 発行者 野辺地町
- (2) 名称 野辺地町みちのく丸プレミアム付商品券
- (3) 購入対象者
 - ①扶養外住民税非課税者
 - ※住民税課税者と生計同一の配偶者及び扶養親族、事業専従者並びに生活保護受給者を除く。
 - ②平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子が属する世帯の世帯主
- (4) 販売価格等 1冊5,000円分（券面額500円×10枚綴り）を4,000円で販売
購入引換券1枚につき25,000円分（5冊）まで購入可能
- (5) 販売期間 令和元年9月17日（火）から令和2年2月28日（金）まで
- (6) 使用期間 令和元年10月1日（火）から令和2年3月31日（火）まで
- (7) 販売方法等 対象者に購入引換券を送付し、役場介護・福祉課及び町が指定する出張販売所（期間限定）にて販売

3 商品券の使用制限等

(1) 取扱遵守事項

- ア 商品券は、物品の販売又は役務の提供等の取引において使用できます。
- イ 商品券の現金化はできません。
- ウ 使用金額が商品券の券面額に満たない場合であっても、釣銭の支払いはできません。
- エ 使用期間を過ぎた商品券は取扱いできません。
- オ 町が発行した商品券は、町が登録を決定した商品券取扱店（以下「取扱店」）に限り取扱いできます。
- カ 商品券の譲渡、交換、売買及び再使用はできません。
- キ 使用者から受領した商品券の盗難、紛失及び減失等に対し、町は一切の責を負いません。

(2) 使用対象外物品等

商品券は、次の物品及び役務の提供を受けるために使用することはできません。

- ア たばこ事業法（昭和59年法律第68号）に規定する製造たばこ
- イ 換金性の高い商品（商品券、宝くじ、郵便はがき、切手、切符、印紙、プリペイドカード等）
- ウ 出資や金融商品、債務の支払い（有価証券、振込手数料等）
- エ 現金への換金、金融機関への預け入れ

- オ 国、地方公共団体への支払い（税金、公共料金、使用料、公営ギャンブル、町指定ごみ袋等）
- カ 不動産に係る支払い（土地家屋の取得、家賃、地代、駐車料等）
- キ 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）
- ク 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」）に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務、客に射幸心をそそる恐れのある遊技をさせる営業への支払い（パチンコ、麻雀、ゲームセンター等）
- ケ 特定の宗教、政治団体と関わるもの、公序良俗に反するもの
- コ その他、商品券発行目的から町が適当でないと認めたもの

4 取扱店の登録資格要件

野辺地町内に所在し、次の要件に該当しない店舗、事業所等とします。

- ア 風営法に規定する性風俗関連特殊営業、客に射幸心をそそる恐れのある遊技をさせる営業を行うもの
- イ 特定の宗教、政治団体と関わるもの、公序良俗に反するもの
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者が営業を行うもの
- エ 本要領「3（2）使用対象外物品等」に示す物品、役務のみを取扱うもの
- オ その他、商品券発行目的から町が適当でないと認めたもの

5 取扱店の登録手続き等

- (1) 申請方法 郵送・FAX・持込のいずれかによる「取扱店登録申請書」の提出
※申請書は町ホームページから取得できる他、役場介護・福祉課にて配布します。
※町内に所在する複数の支店を登録する場合は、支店ごとの登録申請が必要です。
- (2) 提出先 野辺地町介護・福祉課 児童・高齢福祉担当
〒039-3131 上北郡野辺地町字野辺地123番地1
TEL：0175-64-2111（内線247）
FAX：0175-64-9594
- (3) 受付期日 令和元年9月30日（月）まで
- (4) 審査結果 書面による登録可否の通知
※町が登録を決定した店舗等については、使用者から受領した商品券（以下「使用済商品券」）の換金の申出ができる取扱店であることを証する「取扱店登録証」並びに店頭用掲示物を交付します。
※申請から1ヶ月以上経過しても結果が通知されない場合は、お手数ですが町へお問合せください。
- (5) 周知方法 下記発行物等への取扱店一覧掲載
 - ①野辺地町ホームページ
 - ②その他

6 取扱店の責務

- ア 取扱店であることが明確になるよう、町が交付する店頭用掲示物を使用者のわかりやすい場所に掲示してください。掲示期間は本要領「2（6）使用期間」に示す期間とし、終了後は取扱店において当該掲示物を速やかに撤去してください。
- イ 町が交付する通知書や掲示物等を本要領に定める目的以外の用途に使用したり、第三者に使用させたりしないでください。
- ウ 商品券を受領するときは必ず異状の有無を確認し、偽造（色合いの違い、バーコードの欠如等）や不正使用（商品券の再使用等）が疑われる場合には商品券の受領を拒否し、速やかに町に報告してください。
- エ 商品券の再流出を防止するため、受領した取扱店の名称を使用済商品券の裏面に必ず明記してください。（スタンプ等の使用可）また、すでに取扱店が印字されている商品券は、受領を拒否してください。
- オ 使用済商品券は、本要領「7 商品券の換金」の記載事項に従い、必ず期間内に換金してください。
- カ 取扱店の登録事項に変更が生じたときは、速やかに町に報告してください。
- キ その他、本要領に定める事項を遵守してください。

7 商品券の換金

- (1) 換金機関 野辺地町商工会（上北郡野辺地町字野辺地1番地）
- (2) 換金方法 換金機関による小切手振出し
※換金機関窓口にて「取扱店登録証」を提示のうえ、「使用済商品券」及び「換金額等を記載した領収書（換金額が5万円以上のときは収入印紙を貼付すること）」を提出し、換金を申し出てください。
※振出した小切手の現金化は、青森銀行野辺地支店にて行ってください。
- (3) 換金期間等 令和元年10月1日（火）から令和2年4月15日（水）までの祝日を除く月・水・金曜日の10時から15時まで
※期間終了後における換金の求めには一切応じません。
- (4) 換金手数料 無料

8 その他留意事項

- ア 本要領に違反する行為が認められた場合、取扱店登録の抹消、使用済商品券の換金拒否等の措置を講じることがあります。
- イ 本要領に定めのない事項は、町へお問合せください。

9 問合せ先

野辺地町介護・福祉課 児童・高齢福祉担当
〒039-3131 上北郡野辺地町字野辺地123番地1
TEL：0175-64-2111（内線247）
FAX：0175-64-9594